

協議事項 1

令和6年度 富良野市地域包括支援センター事業計画（案）について

I 地域包括支援センターの運営体制について

1. 職員体制

所長（高齢者福祉課長兼務）	1名	
保健師	3名	
社会福祉士	1名	
主任介護支援専門員	1名	
介護支援専門員	1名	計7名

II 包括的支援事業

1. 総合相談支援業務

介護・福祉・保健・医療に関する総合相談窓口として、本人、家族、民生委員はじめ地域の方からの高齢者に関する相談に対応し、適切な機関への引き継ぎとともに、継続的な支援、調整を行います。

地域包括支援センターの機能として専門職がチーム支援を実践し、緊急対応や複数対応が必要なケースは、関係者と連携しながら対応します。

また、多問題を抱える世帯や、家族支援が必要な世帯も増加しており、本人のみならず、高齢者を支えるケアラー支援の視点を持ち、分野を横断した連携により、高齢者とその家族の支援に繋げていきます。

2. 権利擁護業務

① 成年後見制度活用への相談対応

- ・単身高齢者や身寄りのない高齢者等、支援の必要な高齢者に対し、成年後見制度利用支援、市長申立て手続き等を行います。
- ・申立ての手続きの相談や支援を行います。
- ・社会福祉協議会・権利擁護センターと連携を図り、支援の必要な高齢者の権利擁護支援に対応します。

② 施設入所等、措置に関する相談

- ・市内、市外の施設と情報交換を行いながら相談に対応します。
- ・措置施設（寿光園等）の入所相談、措置を行います。

③ 虐待（疑い）への対応

- ・高齢者虐待防止マニュアルに基づき対応します。

④ 消費者被害の予防

- ・消費者被害に関する情報提供を行います。また、被害を把握した際は消費者センターと連携をとり支援を行います。

3. 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

地域で暮らす高齢者に対し、包括的・継続的な対応ができるよう、個々の介護支援専門員をサポートするとともに、地域ぐるみの支援体制の構築を目指します。

① 地域の介護支援専門員への支援

- ・支援困難事例に対応する介護支援専門員を支援します。
- ・介護予防プランの相談、点検をはじめ介護支援専門員からの相談に対応します。

② 地域ケア個別会議と関係機関会議の開催

関係機関との情報交換、事例検討や個別支援を通して、地域課題を考える場となるような会議を開催します。

- ・地域ケア個別会議～多職種により個別ケースの支援内容を検討し、課題解決を支援するとともに、ケアマネジメントを支援し、個別課題検討の積み重ねにより、地域課題を把握することを目的として開催します。
- ・関係機関会議～多職種連携・協働体制づくりのため、サービス事業者・介護支援専門員・医療機関等が参加し、地域のネットワーク構築、情報交換、事例検討などを行います。

③ 研修会の開催

介護支援専門員のニーズに応じ、介護支援専門員と医療・介護等関係機関との連携を推進するための研修会を開催します。

4. 介護予防ケアマネジメント事業

① 予防給付における介護予防支援事業

- ・指定介護予防支援事業所として、要支援者のケアマネジメント、ケアプランの作成を行います。

② 総合事業における介護予防ケアマネジメント事業

- ・富良野市で実施される総合事業、生活支援サービス事業が、高齢者の在宅生活継続に効率的に利用されるよう支援します。

※事業の一部を受託可能な居宅介護支援事業所に委託します。

5. 認知症総合支援事業（富良野市認知症総合支援事業実施要項に基づく）

- ① 認知症サポーター養成講座の継続による地域に認知症の理解を深める取組み。
- ② 認知症初期集中支援チームの設置（家庭や地域で対応困難なケースに集中的に支援）及び、認知症の相談についてチーム内で定期的な支援検討を実施します。
- ③ 認知症地域支援推進員の活動（認知症への理解を促す啓蒙普及活動や相談支援）
地域の集いの場等における、認知症ケアパスを活用した普及啓発を実施します。

6. 在宅医療・介護連携推進事業（富良野市在宅医療・介護連携推進事業実施要項に基づく）

- ① 在宅医療・介護連携推進におけるワーキングチームの活動
- ② 医療及び介護に関する研修会、事例検討会の実施
- ③ 在宅医療・介護連携の理解促進を目的とした地域住民への普及啓発

Ⅲ 介護予防事業の取り組み（地域介護予防活動支援事業）

『ふまねっと運動』の普及、推進

地域において『ふまねっと運動』が継続して実施されるよう、「ふまねっと・ふらの」の事務局を担当し、事業の推進を図ります。

Ⅳ 運営協議会の開催

本協議会は、必要の都度開催します。

なお、別紙資料 3『運営協議会が協議の対象とする主な事項』が協議内容となります。

Ⅴ その他の業務

・老人福祉法による措置入所相談に関すること。

「寿光園」をはじめとする養護老人ホームの入所に関する相談業務。

・「富良野市在宅介護者を支える会」の活動支援

協議事項 2

令和6年度 地域包括支援センター収支予算について (案)

(1) 包括的支援事業 42,852 千円

歳入

(単位：円)

項 目		前年度決算額	予 算 額	備 考
地域支援事業交付金 (国)		10,326,934	12,174,000	
保険者努力支援交付金		1,872,000	2,062,000	
地域支援事業交付金 (道)		5,163,467	6,087,000	
市繰入金		5,163,467	6,087,000	
諸収入	サービス計画費	8,060,580	8,841,000	
	社会及び労働保険料	266,153	326,000	
介護保険会計 一般財源		4,297,339	7,275,000	
合 計		35,149,940	42,852,000	

歳出

(単位：円)

項 目		前年度決算額	予 算 額	備 考
報酬	委員報酬	22,000	66,000	
	会計年度任用職員報酬	3,425,013	2,489,000	
給料	職員 4 名	11,392,116	15,211,000	
各種手当等	期末・超勤他	8,749,464	11,512,000	
共済費	共済組合負担金等	4,544,971	6,010,000	
報償費	講師謝礼金	23,000	50,000	
旅費	職員研修等	36,270	120,000	
需用費	文具・消耗器材等	75,876	86,000	
役務費	支援契約通信費等	3,550	2,000	
委託料	ケアプラン作成委託料	6,749,580	7,193,000	
使用料及び賃借料	器具借上料	40,000	40,000	
負担金及び交付金	協議会負担金・研修会費	88,100	73,000	
合 計		35,149,940	42,852,000	

- (2) 介護予防ケアマネジメント事業 4,054 千円
- (3) 成年後見制度利用支援事業 1,537 千円
- (4) 在宅医療・介護連携推進事業 117 千円
- (5) 認知症初期集中支援推進事業 6,453 千円
- (6) 認知症地域支援ケア向上事業 534 千円

富良野市地域包括支援センター設置条例

(目的及び設置)

第1条 この条例は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の46第2項の規定に基づき、市民の心身の健康の保持及び生活の安定のため必要な援助を行うことにより、保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的として富良野市地域包括支援センター（以下「センター」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 富良野市地域包括支援センター

位置 富良野市弥生町1番1号

(職員)

第3条 センターに所長及びその他必要な職員を置く。

(事業)

第4条 センターは、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 法第115条の45第1項第1号二に規定する第一号介護予防支援事業（居宅要支援被保険者に係るものを除く。）
- (2) 法第115条の45第2項各号に掲げる事業
- (3) 厚生労働省令で定める事業
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事業

(事業の委託)

第5条 市長は、前条に掲げる事業の一部を委託することができる。

(利用対象者)

第6条 センターの利用対象者は、本市に居住するおおむね65歳以上の者及びその家族等とする。

(運営協議会)

第7条 センターの公正及び中立を確保し、その円滑かつ適正な運営を図るため、富良野市地域包括支援センター運営協議会を設置する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この条例は、令和4年9月26日から施行する。

富良野市地域包括支援センター設置条例施行規則

富良野市地域包括支援センター設置規則（平成18年規則第10号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、富良野市地域包括支援センター設置条例（平成26年条例第29号。以下「条例」という。）の施行について、必要な事項を定めるものとする。

（開所時間及び休所日）

第2条 富良野市地域包括支援センター（以下「センター」という。）の開所時間は午前8時30分から午後5時15分までとする。

2 センターの休所日は、次のとおりとする。

- (1) 土曜日、日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 12月31日から翌年の1月5日まで

3 前項の規定にかかわらず、市長が必要と認めたときは、臨時に休所し、又は休所日において臨時に開所することができる。

（職員）

第3条 条例第3条に規定する職員は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 所長
- (2) 主任介護支援専門員
- (3) 保健師
- (4) 社会福祉士
- (5) 前4号に掲げるもののほか、市長が必要と認める職員

（事業の実施）

第4条 条例第4条各号に規定する事業及び業務は次の各号に掲げるものとする。

- (1) 条例第4条1項第1号に規定する事業 介護予防ケアマネジメント事業
- (2) 条例第4条1項第2号に規定する事業
 - ア 総合相談支援事業
 - イ 権利擁護事業
 - ウ 包括的・継続的ケアマネジメント事業
 - エ 在宅医療・介護連携推進事業
 - オ 認知症支援事業
- (3) 条例第4条1項第3号の厚生労働省令で定められた事業 地域介護予防活動支援事業
- (4) 条例第4条1項第4号の市長が必要と認める事業
 - ア 多職種協働による地域包括支援ネットワークの構築
 - イ 指定介護予防支援事業

（事業の委託）

第5条 市長は、前条に掲げる事業の一部を委託することができる。

(運営協議会)

第6条 市長は、条例第7条の規定による運営協議会において、センターの設置、運営評価、地域包括ケアの推進及び地域密着型サービスの形成に関する事項について意見を聴取する。

2 運営協議会は委員12名以内を持って組織し、次に掲げるもののうちから市長が委嘱する。

(1) 関係機関及び関係団体から推薦された者

(2) 学識経験のある者

(3) 介護保険の被保険者

3 運営協議会は、委員の互選により会長1人、副会長1人を置く。

4 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 会長は、運営協議会を代表し、会務を総理する。

6 副会長は会長を補佐し、会長に事故がある時はその職務を代理する。

7 運営協議会は会長が招集する。

8 運営協議会の庶務は、保健福祉部高齢者福祉課において処理する。

(委任)

第7条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成28年7月1日から施行する。

附 則 (平成28年12月20日規則第87号)

この規則は、平成29年1月1日から施行する。

運営協議会が協議の対象とする主な事項

(1) 地域包括支援センターの設置に関する事項の承認に関すること

- ① センターの担当する圏域の設定
- ② センターの設置、変更及び廃止並びにセンターの業務の委託先法人の選定又はセンターの業務の委託先法人の変更
- ③ センターの業務の委託先法人の予防給付に係る事業の実施
- ④ センターが指定介護予防の業務の一部を委託できる指定居宅介護支援事業所の選定
- ⑤ その他運営協議会がセンターの公正・中立性を確保する観点から必要であると判断した事項

(2) センターの行う業務に係る方針に関すること

運営協議会は市町村が示すとされているセンターが行う業務に係る方針が適切かどうか、市町村に対して意見を述べるものとする。

(3) センターの運営に関すること

- ① 運営協議会は、毎年度、センターより次に掲げる書類の提出を受けるものとする。
 - ア 当該年度の事業計画書及び収支予算書
 - イ 前年度の事業報告書及び収支決算書
 - ウ その他運営協議会が必要と認める書類
- ② 運営協議会は事業が適切に実施されているかどうか、必要な基準を作成した上で定期的に又は必要な時に、事業内容等を評価するものとする。その際には①イの事業報告書によるほか、次に掲げる点を勘案するものとする。
 - ア センターが作成する介護予防サービス計画において、正当な理由なく特定の事業者が提供するサービスに偏っていないか
 - イ センターにおける介護予防サービス計画の作成の過程において、特定の事業者が提供するサービスの利用を不当に誘因していないか
 - ウ 要介護者への指定居宅介護支援事業所の紹介を公正・中立に行っているか
 - エ 介護予防支援の委託先が、正当な理由なく特定の指定居宅介護支援事業所に偏っていないか
 - オ 介護予防支援を指定居宅介護支援事業所に委託するにあたり、委託先の業務に支障のない範囲で委託しているか
 - カ 事業計画の進捗状況はどうか
 - キ 地域連携の仕組みづくりが適切に実施されているか
 - ク 介護支援専門員への支援が適切に実施されているか
 - ケ 高齢者虐待対応や権利擁護対応について、市町村と連携して適切な対応が取れているか

- コ 市町村はセンターに対して適切な支援をしているか
- サ その他運営協議会が地域の実情に応じて必要と判断した事項

(4) センターの職員の確保に関すること

運営協議会は、センターの職員を確保するために、必要に応じ、運営協議会の構成員や地域の関係団体の間での調整を行う。

(5) その他の地域包括ケアに関すること

運営協議会は、地域における介護保険以外のサービス等との連携体制の構築、地域包括支援業務を支える地域支援の開発その他の地域包括ケアに関する事項であって運営協議会が必要と判断した事項を行う。

(6) 地域密着型サービス事業所の形成に関すること

① 運営協議会は次に掲げる事項について市長に意見を述べる。

ア 地域密着型サービス事業所の指定に関すること

イ 地域密着型サービスの指定基準及び介護報酬の設定に関すること

② 運営協議会は次に掲げる事項について協議する。

ア 地域密着型サービスの質の確保及び、運営の評価に関すること

イ その他地域密着型サービス事業等の適切な運営を確保するため市長が必要と認める事項

富良野市地域包括支援センター運営協議会 名簿

(委員)

任期 令和6年4月1日～令和8年3月31日

所 属	職 名	氏 名	備 考
富良野医師会	会 長	小山内 裕 昭	団体推薦
富良野市民生委員児童委員協議会	副会長	篠 嶋 慎 一	団体推薦
社会福祉法人 富良野市社会福祉協議会	会 長	小 玉 将 臣	団体推薦
富良野市老人クラブ連合会	会 長	野 原 武	団体推薦
社会福祉法人 富良野あさひ郷 特別養護老人ホーム北の峯ハイツ	施設長	福 永 吉 克	団体推薦
富良野市在宅介護者を支える会	副会長	道 田 笑 子	団体推薦
富良野市ボランティア連絡協議会	副会長	中 山 英利子	団体推薦
富良野市連合町内会協議会	事務局長	山 田 明	団体推薦
医療法人社団 ふらの西病院	院 長	松 田 英 郎	学識経験者
社会医療法人博友会 北の峰病院	院 長	久 保 昌 己	学識経験者
公益社団法人 北海道作業療法士会 道北支部 富良野地区	代表委員	草 野 功 介	学識経験者
被保険者代表		中 村 行 男	公 募

(事務局)

所 属	職 名	氏 名	備 考
保健福祉部	部 長	柿 本 敦 史	
高齢者福祉課	課 長	佐 藤 知 江	
高齢者福祉課 地域包括支援センター係	係 長	志 村 和 博	
高齢者福祉課 地域包括支援センター係	主 査	澤 田 奈 苗	
高齢者福祉課 地域包括支援センター係	職 員	佐々木 綾 音	
高齢者福祉課 地域包括支援センター係	職 員	谷 本 芹 佳	
高齢者福祉課 地域包括支援センター係	職 員	中 江 彩 夏	
高齢者福祉課 介護保険係	係 長	原 智 樹	
高齢者福祉課 介護予防係	係 長	篠 原 里 佳	
高齢者福祉課 介護予防係	主 査	関 澤 弘 美	